

第1章 定数・任用

○羽村・瑞穂地区学校給食組合職員定数条例

昭和47年3月28日条例第2号

最終改正 平成19年7月12日条例第2号

(目的)

第1条 羽村・瑞穂地区学校給食組合の職員の定数については、この条例の定めるところによる。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

管理者の補助職員 44人

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年7月23日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年7月1日から適用する。

附 則 (昭和54年3月10日条例第2号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則 (昭和56年7月1日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

付 則 (昭和56年12月10日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和58年3月7日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和63年3月5日条例第1号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則 (平成6年2月24日条例第2号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年7月12日条例第2号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成19年8月1日から施行する。